

府中町ホームヘルプセンターふれあい利用契約書

利用者は、府中町ホームヘルプセンターふれあい（以下「事業者」と略します）に対して、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）を依頼し、事業者はこれを提供する契約を締結します。

第1条（提供するサービスの内容）

事業者が提供する訪問サービス内容は以下の通りです。

1. 入浴、排泄、食事などの介護又は自立支援
2. 調理、洗濯、掃除などの生活援助
3. 生活全般についての相談と助言

第2条（提供するサービスの目的）

事業者は、個別支援計画にそって、利用者ができるだけ居宅で自立して日常生活を送る事ができるように、介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）に基づいた訪問サービスを提供します。

第3条（計画）

事業者は、利用者の生活状況と希望をふまえて、次のことを定めた個別支援計画を作成し、利用者の同意を得ます。

1. サービスの目標
2. 具体的なサービスの内容

事業者は利用者の必要に応じて、その同意を得た上で、個別支援計画を変更します。また、利用者は作成された個別支援計画の変更を求めることができます。

第4条（訪問介護員の資格）

事業者は、介護福祉士または2級以上の訪問介護員養成研修を修了した者が利用者の居宅を訪問して介護サービスを提供いたします。

第5条（提供するサービスの指針）

事業者は、個別支援計画にもとづいて、次のようにして介護サービスを提供します。

1. 利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場でサービスを提供します。
2. 利用者や家族に対して、介護サービスの提供方法等についてわかりやすく説明します。
3. 適切な介護技術で、介護サービスを提供します。
4. 利用者の心身の状況や生活環境等の的確な把握に努めます。

第6条（緊急時の対応）

事業者は、サービス提供時に利用者の病状が急変したり、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な対応をとりまた、ご家族、代理人に報告いたします。またサービス提供により事故が生じた場合は速やかに、市町、ご家族、代理人等に連絡を行うなど必要な措置を講じます。

第7条（利用料と実費）

利用者は、事業者に対して、府中町長が定める基準にしたがって、利用料を支払います。利用者は介護サービス提供に必要な水道、電気、ガス、電話代を負担します。

第8条（提供される訪問サービスの中止）

利用者は、急な病気や入院などやむをえない場合をのぞいて、訪問の中止をする場合は、事前に速やかに事業者中止（キャンセル）を申し出ます。

第9条（訪問サービスの中止・変更）

事業所は、台風・豪雨・大雪・路面の凍結など訪問介護員の安全を確保できない場合は連絡の上、サービスの提供の中止もしくはサービス提供の変更を行うことができます。

第10条（契約の期間）

この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、利用者が事業者に対して有効期間満了日までに更新を行わない旨の意思表示がない場合には、この契約はその後の有効期間の満了日まで更新され、以後も同様とします。

第11条（利用者による解約）

利用者は、契約の期間内であっても、いつでもこの契約を解約することができます。ただし利用者は、急な病気や入院などやむをえない場合をのぞいて、契約を終了させる日の1週間前に事業者へ解約を申し出ます。

第12条（事業者からの解約）

事業者は、次の各項に該当する場合には利用者及びその代理人に対して本契約書に基づくサービス利用を解約することができます。

1. 正当な理由なく利用料、その他自己の支払うべき費用を6ヶ月以上滞納した場合で、かつ30日間の予告期間においても支払いがなかった場合。
2. 利用者の著しい不信行為により契約を継続する事が困難となった場合。

なお、上記の場合、事業者は地域包括支援センター等にその旨を連絡します。

第13条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た利用者及び代理人もしくはその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いてサービス利用中及びサービス利用終了後も第三者に漏らすことはありません。

第14条（損害賠償）

事業者は、その不注意で利用者に損害を与えた時は、利用者に対してその損害を賠償します。事業者は損害金の支払いにそなえて、損害保険に加入します。

ただし事業者の責任に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

15条（記録）

事業者は、利用者のために、利用者のサービス利用記録を整え、この契約終了後も関係法令に基づき保管します。利用者の求めに応じ必要と認められる場合には実費負担によりその写しを交付します。代理人等に対しては利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第16条（相談・苦情の受付）

事業者は、提供するサービスについての利用者の相談や苦情を受けつけるため専用の窓口を設けます。そして、利用者の希望や苦情に迅速に対応します。また、市町、国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てる事ができます。

第17条（法令順守および協議事項）

事業者は介護保険についての法令を守って、訪問サービスの提供を行います。また本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は介護保険法その他諸法令の趣旨を尊重して、利用者（代理人を選任した場合はその代理人）と誠意を持って協議するものとします。

この締結に伴い別紙「重要事項説明書」について、事業者は利用者（または代理人）に説明を行い双方合意するとともに、上記の通り介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号訪問事業訪問サービスの契約を締結しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 安芸郡府中町 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

上記 家族 代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

事業者

広島県安芸郡府中町浜田本町5-25

ふれあい福祉センター

社会福祉法人 府中町社会福祉協議会

会 長 小濱 樹子 印